

「里庄町工場立地法地域準則条例（仮称）」の制定に対するご意見をお寄せください

里庄町では、工場立地法で定める工場敷地内の土地利用制限を緩和することで、既存工場の増改築や設備更新を促進し、工場の町外転出を防止するとともに、新規工場立地を促進することで、本町の産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的としています。このたび条例の方針がまとまりましたので、町民の皆様からご意見を募集します。

1 方針の公開方法

募集期間内に里庄町のホームページに掲載するほか、里庄町企画商工課、里庄町立図書館、里庄中央・東・西公民館に備え付けています。

2 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 里庄町内にお住まいの方
- (2) 里庄町内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 里庄町内の事務所、事業所にお勤めの方又は里庄町内の学校に在学中の方
- (4) その他、本条例に利害関係を有する方

3 ご意見の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、性別、年齢、ご意見の趣旨・内容を明記し、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、匿名での提出は受付できません。また、電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

- (1) 持参 里庄町企画商工課
- (2) 電子メール kikaku@town.satosho.lg.jp
- (3) 郵便 〒719-0398 里庄町大字里見1107番地2
里庄町企画商工課あて
- (4) ファクシミリ FAX番号：0865-64-3126 あて

持参、郵便、FAXの場合は、別紙の「ご意見・ご提案用紙」をご利用ください。

4 募集期間 平成30年10月16日（火）～平成30年11月6日（火）（必着）

5 ご意見等の公表方法

頂いたご意見等とそれに対する町の考え方、方針を修正した場合のその内容などを、今回の方針の公表と同様の方法により、一定期間公表します。（お名前、電話番号を公表することはありません）

なお、ご意見等をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否だけのご意見や、結論や趣旨が不明確なご意見には、町の考え方をお示しできない場合があります。

◆問い合わせ先 里庄町企画商工課 電話：0865-64-3114

< F A X の場合 >

F A X : 0 8 6 5 - 6 4 - 3 1 2 6

里庄町企画商工課あて

< 郵送の場合 >

〒719-0398 里庄町大字里見1107番地2

里庄町企画商工課あて

**「里庄町工場立地法地域準則条例（仮称）」
の制定に対するご意見・ご提案用紙**

【ご意見・ご提案 記入欄】

ご住所	電話番号	
お名前	性別	年齢 歳

- ※ 匿名での提出は受付できません。また、電話でのご意見等はお受けできません。
- ※ ご意見等をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ※ お名前、電話番号を公表することはありません。
- ※ 記入された個人情報は、「里庄町工場立地法地域準則条例（仮称）」の制定に対する意見募集の目的以外には使用しません。
- ※ **平成30年11月6日（火）必着**でご提出ください。

ありがとうございました。